

幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準（国・道との比較表）

項目	種別	札幌市（案）			国			道			参考：幼保連携型認定こども園（認可基準）	
		幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園からの移行	保育所からの移行
認定に関する基準 （従うべき基準）	1 認定要件 （認定こども園法第3条1項に係る認定）	国基準（認定こども園法）のとおり			（条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める基準を参酌して定める） ①当該施設が幼稚園である場合は、教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、保育を必要とする子どもに対する保育を行うこと。 ②当該施設が保育所等である場合は、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達せられるよう保育を行うこと。 ③子育て支援事業のうち、当該施設に所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。			国基準のとおり			-	
	2 認定要件 （認定こども園法第3条3項に係る認定）	国基準（認定こども園法）のとおり			（条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める基準を参酌して定める） ①次のいずれかに該当する施設 ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 ②子育て支援事業のうち、当該施設に所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。			国基準のとおり			-	
設備に関する基準 （参酌すべき基準）	3 園舎位置	国基準のとおり			同一又は隣接する敷地内が望ましい（実質は原則） 〔上記以外に設置する場合〕次の要件をいずれも満たす場所 ①教育及び保育の適切な提供が可能。 ②園児が安全に移動できる。			同一又は隣接する敷地内が 原則 〔例外〕次の要件をいずれも満たす場所 ① 幼稚園と保育機能施設の一体的な運営が確保できる。 ②園児が 徒歩 で安全に移動できる。			（国基準のとおり） 同一の敷地内又は隣接する位置	
	4 園舎面積	国基準（道基準）のとおり ※既存園は経過措置適用			次の合計面積以上（単位：㎡） ①満3歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積以上（単位：㎡） ・1学級：180 ・2学級以上：320+100×（学級数-2） ②満3歳未満の園児数に応じて「3 保育室等面積」により算定した面積			国基準のとおり			（国基準のとおり） 次の合計面積以上（単位：㎡） ①満3歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積以上（単位：㎡） ・1学級：180 ・2学級以上：320+100×（学級数-2） ②満3歳未満の園児数に応じて「3 保育室等面積」により算定した面積	
	移行特例	-	国基準（道基準）のとおり		-	「3 保育室等面積」を満たせばよい。		-	国基準のとおり		-	（国基準のとおり） ①について、満3歳以上の園児数に応じて「3 保育室等面積」により算定した面積
	5 保育室等面積	国基準に、札幌市上乘せ案 乳児室：ほふくしない0・1歳児×3.3 ほふく室：ほふくする0・1歳児×3.3 保育室又は遊戯室：2歳以上児×1.98 ※既存園は経過措置により道基準を適用			次の面積以上（単位：㎡） 乳児室：0・1歳児×1.65 ほふく室：0・1歳児×3.3 保育室又は遊戯室：2歳以上児×1.98			国基準に道基準上乘せ箇所 乳児室：0・1歳児×1.65 ほふく室：0・1歳児×3.3 保育室又は遊戯室：2歳以上児×1.98 ※乳児室をほふく室と一の部屋として設ける場合は3.3			（札幌市上乘せ箇所） 次の面積以上（単位：㎡） 乳児室：ほふくしない0・1歳児×3.3 ほふく室：ほふくする0・1歳児×3.3 保育室又は遊戯室：2歳以上児×1.98	
	移行特例	国基準（道基準）のとおり		-	保育室又は遊戯室については、「2 園舎面積」を満たせばよい。		-	国基準のとおり		-	（国基準のとおり） 保育室又は遊戯室の基準は満たさなくてもよい。	-

従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定する

幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準（国・道との比較表）

項目	種別	札幌市（案）			国			道			参考：幼保連携型認定こども園（認可基準）	
		幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園からの移行	保育所からの移行
設備に関する基準 (参酌すべき基準)	6 その他園舎基準	札幌市案 (保育機能施設について保育室等を2階以上に設置する場合) 保育所の基準に準じ、構造、避難設備等の規定を設ける。	札幌市案 (保育室等を2階以上に設置する場合) 保育所の基準に準じ、構造、避難設備等の規定を設ける。 ※既存園は経過措置を適用	-	基準なし			基準なし			(国基準のとおり) 園舎は2階建て以下（特別の事情があるときは3階建て以上とできる。） (保育室等を2階以上に設置する) 設置階に応じ、構造、避難設備等の規定あり。	
		従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定する										
	7 園庭位置	国基準（道基準）のとおり			同一又は隣接する敷地内			国基準のとおり			(国基準のとおり) 同一の敷地内又は隣接する位置	
			国基準（道基準）のとおり			次の要件をいずれも満たす場合は、付近の代替地を認める。 ①園児が安全に利用できる。 ②園児が日常的に利用できる。 ③教育及び保育の適切な提供が可能 ④「6 園庭面積」を満たす。			国基準のとおり		※移行特例 (国基準のとおり) 次の要件をいずれも満たす場合は、付近の位置に園庭を設けることを認める。 ①園児が安全に移動できる。 ②園児が安全に利用できる。 ③園児が日常的に利用できる。 ④教育及び保育の適切な提供が可能	
	8 園庭面積	国基準（道基準）のとおり			次の合計面積以上（単位：㎡） ①満2歳以上児×3.3 ②満3歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積以上 ・2学級以下：330+30×（学級数-1） ・3学級以上：400+80×（学級数-3）			国基準のとおり			(国基準のとおり) 次の合計面積以上（単位：㎡） ①満2歳児×3.3 ②次のいずれか大きい面積 ア 満3歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積以上 ・2学級以下：330+30×（学級数-1） ・3学級以上：400+80×（学級数-3） イ 満3歳以上児×3.3	
	移行特例	国基準（道基準）のとおり	国基準（道基準）のとおり	国基準（道基準）のとおり	②のみ満たせばよい。	①又は②のいずれかを満たせばよい。	①のみ満たせばよい。	国基準のとおり	国基準のとおり	国基準のとおり	(国基準のとおり) ②については、アにより算定 (国基準のとおり) ②については、イにより算定	
	9 調理室	国基準（道基準）のとおり	国基準に、札幌市上乘せ案 必置（例外規定の適用なし）		必置 (満3歳以上の園児の食事を外部搬入する場合) 加熱、保存等の調理機能設備で可			国基準のとおり			必置（国基準のとおり） (自園調理による食事の提供する園児が20人未満) 調理設備で可	
	国基準（道基準）のとおり	食事提供について、外部搬入不可とするため(16 食事提供参照)			(自園調理による食事の提供する園児が20人未満) 調理設備で可		国基準のとおり					
10 その他必置設備	-	札幌市案 ・ 便所 (満2歳未満の園児を入所させる場合) ・ 医務室 ※既存園は経過措置を適用	-	基準なし			基準なし			(国基準のとおり) ・職員室 ・保健室 ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備		
	従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定する											
※ 移行特例適用対象	平成30年3月31日において現に設置されている幼稚園又は保育所並びに認可外保育施設（指導監督基準を満たしている旨の証明書の交付を受けているものに限る。）			既存施設			設置後相当の期間を経過した幼稚園、保育所又は保育機能施設であって、適正な運営が確保されていると認めるもの。			平成27年3月31日において現に設置されている幼稚園又は保育所		

幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準（国・道との比較表）

項目	種別	札幌市（案）			国			道			参考：幼保連携型認定こども園（認可基準）	
		幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園からの移行	保育所からの移行
11 職員配置		国基準（道基準）のとおり			園児の区分 満1歳未満 満1歳以上満3歳未満 満3歳以上満4歳未満 満4歳以上 ※常時2人を下回ってはならない。 員数 おおむね3人につき1人以上 おおむね6人につき1人以上 おおむね20人に1人以上 おおむね30人に1人以上			国基準のとおり			（国基準のとおり） 園児の区分 満1歳未満 満1歳以上満3歳未満 満3歳以上満4歳未満 満4歳以上 ※常時2人を下回ってはならない。 員数 おおむね3人につき1人以上 おおむね6人につき1人以上 おおむね20人に1人以上 おおむね30人に1人以上	
12 学級編成		国基準（道基準）のとおり			①教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間については、学級を編成する。 ②各学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させる。 ③1学級35人以下を原則。			国基準のとおり			（国基準のとおり） ①満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成する。 ②1学級の園児の数は、35人以下を原則。 ③学級は、学年のはじめの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。	
13 職員資格	(1) 満3歳未満	国基準（道基準）のとおり			保育士の資格を有する者でなければならない。			国基準のとおり			（国基準のとおり） ①主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭 →幼稚園免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたもの。 ②助保育教諭又は講師 →幼稚園の臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたもの。	
	(2) 満3歳以上	国基準のとおり ※道基準の場合、条例上では幼稚園の教員免許状を有しており、かつ、保育士であることを必須にしているが、規則で各類型毎に要件を緩和しており、結果併有しなくてもよいこととなっている。			幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有するものであることが望ましい。 併有しない場合は、そのいずれかが必要。			保育士であって幼稚園の教員免許状を有するものでなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りではない。 （規則） 幼稚園が幼稚園型認定の認定を受けようとする場合は、幼稚園の教員免許状を有する者でも可 保育機能施設が地方裁量型の認定を受けようとする場合は、保育士又は幼稚園の教員免許状を有する者でも可 保育所が保育所型認定の認定を受けようとする場合は、保育士でも可			附則 施行日から起算して5年間は、規程に関わらず、幼稚園の教諭の普通免許状を有するもの、又は保育士の登録を受けた者が主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師となれる	
	(3) 学級担任	国基準（道基準）のとおり 道基準のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">一定程度の教育の質を確保する観点から、道条例において定める基準に準じ、有資格者の最低数を規定する</div>			上記に関わらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する物でなければならない。 ただし、困難であるときは、保育士の資格を有する者でも以下を満たせば学級担任可能 ・その意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者 ・その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り			国基準のとおり 道基準上乗せ箇所 （規則） 学級担任の3分の1以上は幼稚園の教員の免許状を有するもの。 ※一定程度の教育の質を確保する観点から、認可外保育施設指導監督基準を準用し、有資格者の最低数を規定。			（国基準のとおり） 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。	
	(4) 保育従事者	国基準（道基準）のとおり 道基準のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">一定程度の教育の質を確保する観点から、道条例において定める基準に準じ、有資格者の最低数を規定する</div>			上記に関わらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。 ただし、困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者でも以下を満たせば保育に従事可能 ・その意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者 ・その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り			国基準のとおり 道基準上乗せ箇所 （規則） 保育従事者の3分の1以上は保育士でなければならない。 ※一定程度の保育の質を確保する観点から、認可外保育施設指導監督基準を準用し、有資格者の最低数を規定。			—	
14 認定こども園の長	道基準のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">総合の施設長として最低限、幼稚園又は保育所の運営に精通している必要があることから、道条例において定める基準に準じ、幼稚園の園長又は保育所の所長としての要件を規定する</div>			認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。			認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、及び運営を行う能力を有しなければならない。 道基準上乗せ箇所（いずれか） ・幼稚園の園長の資格を有する者 ・2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者 ※総合の施設長として最低限、幼稚園又は保育所の運営に精通している必要があることから、幼稚園の園長又は保育所の所長としての要件を規定。			札幌市幼保連携型認定こども園の設備・運営基準には記載なし。 ※認定こども園法施行規則第12条に明記。 教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けており、次に掲げる職に5年以上あること。 ・専修学校の校長職 ・幼保連携型認定こども園の教授、副教授等 ・学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員 ・児童福祉施設の保育機能施設の長の職 など 園長の任命権者又は設置者は幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、上記にかかわらず、適切に管理及び運営する能力を有するものであって、上記に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められるものを任命可能。 札幌市の設備・運営基準には記載なし。		
15 子育て支援事業に従事する職員	基準なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">幼保連携型の設備・運営基準条例では、子育て支援事業に従事する職員について定めていないため、幼保連携型の基準より厳しい条件とならないよう国基準のとおりとする</div>			基準なし			道基準上乗せ箇所 ・子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りではない。 ※子育て支援事業の重要性にかんがみ専任職員の配置を基本とすることとし、専任配置ができなくても、必要な体制の整備を求める。 ・子育て支援事業に従事する職員は、子どもの養育及び保育に関する相談指導並びに福祉に関する施策について相当の知識及び経験を有するものでなければならない。 ※子育て支援事業の職員配置を規定したことから、その資格についても規定する。					

運営に関する基準（参酌すべき基準）

幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準（国・道との比較表）

項目	種別	札幌市（案）			国			道			参考：幼保連携型認定こども園（認可基準）	
		幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型	保育所型	幼稚園からの移行	保育所からの移行
運営に関する基準 （参酌すべき基準）	16 食事提供	<p>国基準に、札幌市上乘せ案 認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。 ※ただし書き削除。 調理業務の委託については、国基準の要件を満たし、管理栄養士又は栄養士を置いた場合に限り行うことができる。</p> <p>外部からの搬入については、幼稚園型認定こども園に限り行うことができる。</p> <p>※地方裁量型と保育所型は自園調理</p> <p>・保育所型及び地方裁量型の外部搬入については、従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定する（幼稚園型については自園調理を行うに足る設備を確保することが困難であることから外部搬入を認める） ・調理業務外部委託については、従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定する</p>			<p>認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の食事の提供については、以下の要件を満たす場合に限り、認定こども園外で調理し搬入できる。 ※調理業務委託については記載なし。</p> <p>1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。 2 当該認定こども園又は他の施設、札幌市等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>			国基準のとおり			<p>（国基準のとおり） 食事提供は幼保連携型認定こども園で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>（経過措置） 1号のみ市長が認める場合に限り外部搬入可能。</p> <p>※（経過措置） みなし幼保連携型認定こども園は1号及び2号について、市長が認める場合に限り外部搬入可能。</p>	
	17 教育及び保育の内容	国基準（道基準）のとおり			<p>①幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②幼稚園教育要領 ③保育所保育指針 ①を踏まえ、②③に基づかなければならない。</p>			<p>①幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②幼稚園教育要領 ③保育所保育指針 ①を踏まえ、②③に基づかなければならない。</p>			幼保連携型認定こども園教育・保育要領 （認定こども園法で主務大臣が定める）	
	18 保育者の資質向上等	国基準のとおり			子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。			職員の資質向上を図る研修を実施しなければならない。			目的達成のための必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める	
	19 子育て支援	国基準のとおり			子育て支援事業については、次の点を留意して実施しなければならない。 ・保護者の子育て力の向上を積極的に支援 ・保護者の利用希望に応じた体制の確保 ・地域の人材や社会資源の活用			認定こども園法を引用 地域において実施することが必要と認められる者を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。			<p>（国基準のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の子育て力の向上を積極的に支援 保護者の利用希望に応じた体制の確保 地域の人材や社会資源の活用 	
	20 管理運営等	国基準のとおり			<ul style="list-style-type: none"> 多様な機能の一体的な運営管理 保育時間及び開園日数 情報開示 公正な入園の選考 子どもの健康及び安全確保 教育及び保育の評価 認定こども園である旨の掲示 			<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康及び安全確保 重大事故の報告 認定こども園である旨の掲示 公正な入園の選考 教育及び保育の評価 			<ul style="list-style-type: none"> 園児を平等に取り扱うこと 虐待の禁止 権限の乱用 秘密保持 苦情解決 教育及び保育を行う期間及び時間 保護者との連絡 認定こども園である旨の掲示 履修困難教科に関する配慮 	
その他 （参酌すべき基準）	21 職員資格に関する特例	<p>特例に関する規定は設けない</p> <p>従来札幌市が定めている保育所等の基準と同等に規定する</p>			<p>① 園児が少数である時間帯においては、当分の間、置くものとされる職員のうち1人は、幼稚園教諭又は保育士と同等の知識経験を有すると認める者にすることができる。 ② 規定により置かなければならないとされる保育士については、当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。 ③ 規定により置かなければならないとされる幼稚園教諭又は保育士については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。 ④ 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における置かなければならない幼稚園教諭又は保育士については、当分の間、都道府県知事が幼稚園教諭又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。 ⑤ 特例により置かれた職員の総数は、置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p>道基準上乘せ箇所 （規則） ・規定を適用したときは、知事に届け出なければならない。 ・知事が別に定める地域に所在する認定こども園に限り適用する。</p>			特例に関する規定なし	

※ 従うべき基準：法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
参酌すべき基準：法令の「参酌すべき基準」を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容